

“農協特例”について学ぶ研修会を実施

～組合員の取引の維持・拡大を目指して～



やまなし特裁協同組合（久津間紀道理事長／組合員：18名）は昨年12月、当組合が活用するインボイス制度での農協特例について組合員の理解を深めようと研修会を実施した。

当組合は、果樹栽培において化学農薬、化学肥料の使用量を1/2に低減した特別栽培基準で栽培する農業者を組合員として令和5年に設立。組合員の果樹を組合がまとめて取引先に共同販売することで取引先に対し有利な取引条件を引き出している。また、同年10月のインボイス制度施行後には共同販売における組合員のインボイス発行を免除する農協特例を活用している。

今回の研修の目的は、免税事業者である組合員を中心にあらためて消費税の仕組みから計算方法、組合員が恩恵を受ける農協特例の適用要件である（1）無条件委託方式（出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること）（2）共同計算方式（一定の期間における



農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること）やそのメリットなどについて学ぶこととした。



真剣に話を聴く組合員

講師には当組合の顧問税理士でもある黒田典男税理士を招いた。黒田氏からは消費税の考え方やインボイス制度上の特例、農協特例などについて分かりやすく説明がされた。また説明の後に行われた質疑応答では、組合員が積極的に質問をしており、今回の研修が組合員の消費税への意識を向上させる良いきっかけになったことを示していた。

研修を終え、久津間理事長は「農協特例は小規模な農業者の取引を守るうえで重要な制度である。今後もこの特例の活用や共同事業の活性化を通じて、組合員の取引の維持・拡大を支えていきたい」と述べた。